

令和3年第4回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和3年3月26日(金) 午後1時30分開会
午後2時44分開会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎5階 第2委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人
教育委員 末信 丈夫、横山 和明、立花 有佐、神本 久美
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 片山祐子
教育部教育総務課長 荘川隆則
教育部教育指導課長 東直美
教育部生涯学習課長 今西隆行
教育部教育総務課総務係長 亀山慎也
教育部教育指導課学事係長 高淵直哉
教育部教育指導課指導係長 横山博之
- 6 傍聴人 なし
- 7 議事日程
- 日程第1 教育長報告
 - 日程第2 議案第15号 庄原市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規程の制定について
 - 日程第3 議案第16号 庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部改正について
 - 日程第4 議案第17号 庄原市スクールバス等運行事業実施要綱等の一部改正について
 - 日程第5 議案第18号 庄原市教育委員会公印規程の一部改正について
 - 日程第6 議案第19号 庄原市公立学校文書管理規程の一部改正について
 - 日程第7 議案第20号 庄原市立比和自然科学博物館名誉館長設置規程の一部改正について
 - 日程第8 議案第21号 庄原市学校運営協議会委員の委嘱について
 - 日程第9 議案第22号 庄原市学校医の委嘱について
 - 日程第10 議案第23号 庄原市学校薬剤師の委嘱について
 - 日程第11 議案第24号 庄原市人権教育推進委員の委嘱について
 - 日程第12 議案第25号 庄原市スポーツ推進委員の委嘱について

教育長	<p>— 開会 午後1時30分 —</p> <p>ただ今から令和3年第4回庄原市教育委員会を開会します。</p>
教育長	<p>日程第1 教育長報告</p> <p>日程第1、教育長報告です。本日は7点、報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立花教育委員の再任について ・小中学校の卒業証書授与式について ・中学校の進路状況について ・新型コロナウイルス感染症に関連した来年度の教育活動について ・学校における夏季閉庁日について ・学校適正配置計画について ・携帯電話、スマートフォンの学校への持込みについて <p>次に教育部長から報告をお願いします。</p>
教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日付け教育委員会事務局の職員人事異動内示について ・議会教育民生常任委員会の所管事務調査の最終報告について
教育長	<p>日程第2 議案第15号</p> <p>庄原市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規程の制定について</p>
教育長	<p>日程第2、議案第15号、庄原市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規程の制定について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。教育総務課長。</p>
教育総務課長	<p>議案集1ページです。議案第15号、庄原市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規程の制定について説明します。本案は、提案理由のとおり、4月から教育長が不在となるため、教育長の職務を職務代理者が行うことになり、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項に、教育長の事務委任を定めており、その事務の一部について、教育長職務代理者の事務の委任に関し必要な事項を定めるために、この規程を制定するものです。規程案を説明します。まず第1条の趣旨です。この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項の規定に基づき、同法第13条第2項、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うということで、職務代理者が教育長の代理事務を行うことがうたわれていますが、第25条第4項に、一部を委任することができるという規定があるため、その事務の委任に関して必要な事項を定めるものです。事務の委任について定めている第2条です。教育長職務代理者は、次に掲げる事務を事務局の職員に委任するとされています。まず第1号で、庄原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により任用された事務について、庄原市公立学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の規定により、校長等に委任された事務を除</p>

<p>教育長</p> <p>教育委員</p> <p>教育長</p>	<p>くとされています。基本的に、教育長に委任された事務です。また第2号とし、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する権限に属する事務ということで、この2つの事務について、委任を行うものです。第3条が、委任をする職員を規定しているものです。前条の規定により委任を受ける職員は次のとおりとし、第1順位として教育部長、また、教育部長に事故があるとき、または欠けたときは、教育部教育総務課長が委任を受けるとしています。最後に、委任事務の特例を定めている第4条です。前条に定める職員は、第2条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、これについて教育長職務代理者の指示を受けなければならないとする。附則とし、この訓令は、公布の日から施行するとしています。説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明について、質問等ありますか。よろしいですか。教育長職務代理者は末信委員です。それ以外の平素の事務的なものについて末信委員のかわりに努めるのが教育部長となっているので理解頂きたい。議案第15号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>賛成全員ですので、議案第15号は可決されました。</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>日程第3 議案第16号</p> <p>庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部改正について</p> <p>日程第3、議案第16号、庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部改正について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。教育総務課長。</p> <p>議案書3ページです。議案第16号、庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部を改正する規則案について説明します。本案は、提案理由のとおり、庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づき令和3年4月から統合する学校について、所要の改正を行うものです。改正内容は、7ページからの議案第16号参考資料、新旧対照表をご覧ください。一部改正は4条立てで、4つの規則を改正するものです。</p> <p>まず、第1条による改正、庄原市公立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案です。右側が現行、左側が改正案になります。第37条関係、共同事務室の設置校とその関連校を定めている別表において、1段目庄原小学校について関連校として川北小学校を削除、2段目庄原中学校について美古登小学校を削除、また、東城中学校について八幡小学校を削除、最後に、高野中学校について口南小学校を口和小学校とし、口北小学校を削除するという内容となっています。</p> <p>続いて第2条による改正、庄原市公立学校の通学区域に関する規則の一部改正です。小学校の学校区を定めている第2条関係の別表第1ですが、まず、庄原小</p>

<p>教育長</p> <p>教育委員</p> <p>教育長</p>	<p>学校について、学校区域の門田町（中原を除く）を門田町、川北町と改めるものです。また川北小学校について、川北小学校は休校となり、学校は残るが、学校区域はなくなるため削除するものです。同様に、西城小学校について、美古登小学校との統合により、西城町全域という学校区域となり、美古登小学校は休校になるため、同様に削除するものです。同様に八幡小学校の学校区域を削除し、東城小学校に八幡小学校の学校区域を加えた表記としています。最後に、口南小学校、口北小学校は、新設として口南小学校を口和小学校に改め、口和町全域という学校区域となります。これまでの口南小学校、口北小学校については、学校区域を削除しています。</p> <p>続いて、第3条による改正、庄原市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正です。共同調理場の対象学校を規定している第4条の表の中から、統合において休校廃校になった学校を削除し、また学校名を変更するものです。庄原学校給食共同調理場について川北小学校を削除、西城学校給食共同調理場について美古登小学校を削除、東城学校給食共同調理場について八幡小学校を削除するものであり、また、口和学校給食共同調理場について、口南小学校を口和小学校に改め、口北小学校を削除するものです。</p> <p>最後に、第4条による改正、庄原市選挙運動のためにする個人演説会開催のために必要な設備の程度等に関する教育委員会規則の一部改正です。こちらは、適正配置に伴う学校の休校廃校に加え、これまで行ってる集会所の廃止等の改正漏れについても、併せて改正をしているものです。新旧対照表をご覧ください。公職選挙法施行令の規定により、個人演説会開催のために必要な設備の程度等を示しています。第1条の各表についてそれぞれ改めているものです。まず、第1号の照明について、口南小学校を口和小学校に改め、口北小学校の項を全て削除しています。第2号の演壇について、集会所法の廃止に伴い、貝六集会所、高駅前集会所を削除し、同様に、口南小学校を口和小学校に改め、口北小学校を削除しています。第3号の聴衆席について、同様に、貝六集会所、高駅前集会所を削除し、口南小学校を口和小学校に改め、口北小学校を削除しています。第4号の弁士控室について、同様に、貝六集会所、高駅前集会所を削除し、口南小学校を口和小学校に改め、口北小学校を削除しています。第5号の便所について、同様に、貝六集会所、高駅前集会所を削除し、口南小学校を口和小学校に改め、口北小学校を削除しています。附則として、この規則は令和3年4月1日から施行するものです。説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明について質問等ありますか。よろしいですか。議案第16号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>賛成全員です。議案第16号は可決されました。</p>
-----------------------------------	--

<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>日程第4 議案第17号</p>
	<p>庄原市スクールバス等運行事業実施要綱等の一部改正について</p> <p>日程第4、議案第17号、庄原市スクールバス等運行事業実施要綱等の一部改正について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。教育総務課長。</p> <p>議案書13ページです。議案第17号、庄原市スクールバス等運行事業実施要綱等の一部を改正する要綱案について説明します。本案は、3条立てで3つの要綱の一部改正を行うものです。第1条で庄原市スクールバス等運行事業実施要綱の一部改正、第2条で庄原市スクールバス等運行事業実施要綱の一部を改正する要綱の一部改正、また、第3条で庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の一部改正です。提案理由は、庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、令和3年4月から統合する学校について、所要の改正を行うものです。改正内容は、16ページからの議案第17号参考資料、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>まず、第1条による改正、庄原市スクールバス等運行事業実施要綱の一部改正です。スクールバス運行の対象学校、対象者、対象地域を定めている第3条関係の別表をご覧ください。まず第1項の庄原地域、庄原小学校について、対象地域に川北町を加え、門田町の（中原を除く）を削除するものです。次に第2項の西城地域です。西城小学校について、対象地域を、通学距離片道3キロ以上の児童としていましたが、3キロの児童で大佐、栗、平子、中迫とし、その他右記の地域としているものです。また、統合により美古登小学校の項を削除するものです。続いて、第3項の東城地域です。統合により、八幡小学校の項を削除し、東城小学校に八幡小学校の学校区域を加えているものです。最後に、第4項の口和地域ですが、口北小学校を口和小学校と改め、対象者、対象地域を拡大しこれまでの口北小学校のスクールバス通学に加え、今回統合により、対象距離を満たす児童を対象地域として認めているものです。</p> <p>次に、第2条による改正、庄原市スクールバス等運行事業実施要綱の一部改正のさらに一部改正で、こちらは附則の改正となります。附則、第2号の特例措置として、合併前の東城町立菅竹小学校の再配置協議に基づき、東城町受原、菅（菅4、篠原を除く。）及び竹森地域の児童については、八幡小学校または栗田小学校へ通学する場合は、スクールバス事業の対象とするとしていましたが、八幡小学校が休校となったため、八幡小学校の部分进行削るものです。</p> <p>最後に、第3条による改正、庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の一部改正です。こちらは、統合に伴うものではありませんが、現状にそぐわない内容を現状に合わせて改正するものです。これまで、補助金等を交付した学期終了後、20日以内の実績報告書を提出するとしていましたが、20日以内の提出はなかなか難しいということで、30日以内へと改めるものです。次に附則の改正です。今回の統合に伴い、川北小学校が庄原小学校へ統合となりますが、これまで、川北小学校へ自家用車により送迎を行うものへの通学補助金について特例を認めていたものについて、庄原小学校統合後も、当分の間この扱いを継続するというもの</p>

	<p>です。附則の第7号に、令和2年度において川北小学校に在籍していた児童の保護者であって、かつ、この要綱に基づく補助金の交付を受けた者に対する補助金の交付については、令和3年度から当分の間、別表自家用車の項対象者の欄中ただし書及び第2条第3項第2号の規定は、適用しない。ただし、庄原小学校に通学する児童の保護者に限る。ということで、川北小学校から庄原小学校へ統合したものの保護者についての特例です。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいまの説明について、何か質問等ありますか。よろしいですか。それでは</p>
教育委員	<p>日程第4、議案第17号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p>
教育長	<p>(全員挙手)</p>
教育委員	<p>賛成全員です。議案第17号は可決されました。</p>
教育長	<p>日程第5 議案第18号</p>
教育委員	<p>庄原市教育委員会公印規程の一部改正について</p>
教育長	<p>日程第5議案第18号、庄原市教育委員会公印規程の一部改正について議題と</p>
教育総務課長	<p>します。事務局より議案の説明をお願いします。教育総務課長。</p>
教育長	<p>議案書19ページです。議案第18号、庄原市教育委員会公印規程の一部を改正</p>
教育委員	<p>する規程案について説明します。本案は、提案理由のとおり、議案第15号の事務委任に伴い職務代理者の事務執行を円滑に行うため、所要の改正を行うものです。改正内容は、21ページからの議案第18号参考資料、新旧対照表をご覧ください。まず、公印の種類等を定めている、第2条関係の別表第1です。庄原市教育委員会教育長職務代理者印の項ですが、これまで教育部という表記が漏れていたため今回加えるものです。その下、庄原市教育委員会事務局教育部長印について、印鑑を7つ作成するのですが、それぞれの公印の管理者を、本庁では、庄原市教育委員会事務局教育部教育総務課長、以下、各教育室長が管理するというものです。その下、庄原市教育委員会事務局教育部教育総務課長印について、管理者を教育総務課長としているものです。教育総務課長印は、教育部長が欠けたときということで、想定されることが少ないため公印は1つのみ作成とし、管理者を1人とするものです。続いて、公印のひな型及び寸法等を定めている、第4条関係の別表第2です。庄原市教育委員会事務局教育部長印について、新たに設けるもので、資料のようなひな形で、書体はてん書、寸法が方2.1cm、木印、個数は7個です。庄原市教育委員会事務局教育部教育総務課長印についても新たに設けます。こちらも同様に、ひな形、てん書、方2.1cm、木印で、個数は1個です。附則として、この告示は、公布の日から施行するものです。議決後はすぐに作成等の準備に取りかかりたいと考えています。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいまの説明について質問等ありますか。よろしいですか。それでは議案第18号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p>
教育委員	<p>(全員挙手)</p>

教育長	賛成全員ですので、議案第 18 号は可決されました。
	日程第 6 議案第 19 号
	庄原市公立学校文書管理規程の一部改正について
教育長	日程第 6 議案第 19 号、庄原市公立学校文書管理規程の一部改正について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。教育総務課長。
教育総務課長	議案書 23 ページです。議案第 19 号、庄原市公立学校文書管理規程の一部を改正する規程案について説明します。本案は、適正配置に伴い、休校、廃校等になる学校の文書管理規程について、一部改正を行うものです。改正内容は、24 ページ、議案第 19 号参考資料をご覧ください。文書記号を定めている第 6 条関係の別表第 1 について、川北小学校、美古登小学校、八幡小学校の項を削り、口南小学校を口和小学校と改め、口北小学校の項を削るというものです。附則として、この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。説明は以上です。
教育長	ただいまの説明について、何か質問等ありますか。それでは、議案第 19 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
教育委員	(全員挙手)
教育長	賛成全員ですので、議案第 19 号は可決されました。
	日程第 7 議案第 20 号
	庄原市立比和自然科学博物館名誉館長設置規程の一部改正について
教育長	日程第 7、議案第 20 号、庄原市立比和自然科学博物館名誉館長設置規程の一部改正について議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。生涯学習課長。
生涯学習課長	議案第 20 号、庄原市立比和自然科学博物館名誉館長設置規程の一部を改正する議案について説明します。議案書 25 ページです。本案は、提案理由のとおり、名誉館長の任期を変更するため、所要の改正を行うものです。今年度から館長の任期が、会計年度任用職員として 1 年となったことに伴い、名誉館長の任期も館長の任期に合わせようとするものです。新旧対照表をご覧ください。第 4 条の名誉館長の任期は 2 年とするという現行案に対し、改正案は、名誉館長の任期は 1 年とするとしています。附則として、この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。説明は以上です。
教育長	ただいま説明について何か質問等ありますか。よろしいですか。それでは議案第 20 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
教育委員	(全員挙手)
教育長	賛成全員ですので議案第 20 号は可決されました。
	日程第 8 議案第 21 号 (非公開)
	庄原市学校運営協議会委員の委嘱について

教育長	<p>日程第9 議案第22号 (非公開)</p> <p>庄原市学校医の委嘱について</p>
	<p>日程第10 議案第23号 (非公開)</p> <p>庄原市学校薬剤師の委嘱について</p>
	<p>日程第11 議案第24号 (非公開)</p> <p>庄原市人権教育推進委員の委嘱について</p>
	<p>日程第12 議案第25号 (非公開)</p> <p>庄原市スポーツ推進委員の委嘱について</p>
	<p>それでは、以上をもちまして、令和3年第4回教育委員会を閉会します。</p> <p>— 閉会 午後2時44分 —</p>